

言渡	平成18年1月19日
交付	平成18年1月19日
裁判所書記官	

平成15年(才)第456号

平成15年(受)第467号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の広島高等裁判所平成14年(ネ)第307号貸金請求事件について、同裁判所が平成14年12月19日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。

本件を広島高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人板根富規，同青木貴央の上告受理申立て理由第2の3について

1 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 被上告人は、平成7年5月23日、XXXXXXXXXXに対し、300万円を、次の約定で貸し付け（以下「旧貸付け」という。）、上告人は、同日、被上告人に対し、松本の旧貸付けに係る債務について連帯保証をした。

ア 利息 年29.80%（年365日の日割計算）

イ 遅延損害金 年39.80%（年365日の日割計算）

ウ 返済方法 平成7年6月から平成12年5月まで毎月27日に60回にわたって元金5万円ずつを経過利息と共に支払う。

エ 特約 ■■■■ は、元金又は利息の支払を遅滞したときには、当然に期限の利益を失い、被上告人に対して直ちに元利金を一時に支払う（以下「本件期限の利益喪失特約」という。）。

(3) 被上告人は、旧貸付けに係る契約を締結した際に、■■■■ に対し、平成7年5月23日付け金銭消費貸借契約証書、同日付け貸付契約説明書及び償還表を交付した。

上記金銭消費貸借契約証書及び貸付契約説明書（以下「旧契約書等」という。）には、利息の利率を利息制限法1条1項所定の制限利率を超える年29.80%とする約定が記載された後に、本件期限の利益喪失特約につき、「元金又は利息の支払を遅滞したとき（中略）は催告の手続きを要せずして期限の利益を失いただちに元利金を一時に支払います。」と記載され、期限後に支払うべき遅延損害金の利率を同法4条1項所定の制限利率を超える年39.80%とする約定が記載されていた。

(4) ■■■■ は、被上告人に対し、旧貸付けに係る債務の弁済として、第1審判決別紙原告側元利金計算書(2)の「入金日」欄記載の各年月日に「入金額」欄記載の各金額を弁済し、被上告人は、松本に対し、弁済の都度、「領収書兼利用明細書」と題する書面を交付した。

(5) 被上告人は、平成10年2月20日、■■■■ に対し、340万円を、返済方法を平成10年3月から平成15年2月まで毎月27日に60回にわたって元金5万6000円ずつ（最終回は9万6000円）を経過利息と共に支払うものとするほ

かは、本件期限の利益喪失特約を含めて旧貸付けと同じ約定で貸し付け（以下「本件貸付け」という。）、上告人は、同日、被上告人に対し、[REDACTED]の本件貸付けに係る債務について連帯保証をした。

(6) 被上告人は、本件貸付けに係る契約を締結した際に、[REDACTED]に対し、平成10年2月20日付け金銭消費貸借契約証書、同日付け貸付契約説明書及び償還表を交付した。

上記金銭消費貸借契約証書及び貸付契約説明書（以下「本件契約書等」という。）には、旧契約書等に記載された前記(3)の約定と同旨の約定が記載されていた。

(7) [REDACTED]は、平成10年2月20日、被上告人から交付を受けた本件貸付金340万円の中から、被上告人に対し、前記(4)の各弁済のうち利息制限法1条1項所定の制限額（以下、単に「利息の制限額」という。）を超えて利息として支払った部分につき法43条1項の規定の適用があることを前提に計算された旧貸付けに係る残債務の弁済として、合計141万2640円を支払った。被上告人は、この支払によって、旧貸付けに係る債務が完済されたものと取り扱っている。

(8) [REDACTED]は、被上告人に対し、本件貸付けに係る債務の弁済として、第1審判決別紙原告側元利金計算書(1)の「入金日」欄記載の各年月日に「入金額」欄記載の各金額を弁済し（以下、これらの弁済と前記(4)、(7)記載の各弁済とを併せて「本件各弁済」と総称する。）、被上告人は、[REDACTED]に対し、弁済の都度、「領収書兼利用明細書」と題する書面を交付した。

(9) [REDACTED]は、平成10年9月28日に支払うべき元利金の支払を怠り、期限の利益を喪失した。

2 本件は、被上告人が、本件各弁済のうち利息の制限額を超えて利息として支払った部分について、法43条1項の規定が適用されるから、有効な利息の債務の弁済とみなされると主張して、上告人に対し、連帯保証債務履行請求権に基づき、本件貸付けの残元本233万5954円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

3 原審は、次のとおり判断し、本件各弁済のうち利息の制限額を超えて利息として支払った部分については法43条1項の規定が適用されるとして、被上告人の請求を全部認容すべきものとした。

期限の利益喪失特約は、債務者に対して約定どおりの債務の履行を促す効果を有するものであるが、同特約が公序良俗に反するなど著しく不当なものでない限り、同特約の存在とその適用による不利益の警告は、債務者に対する違法不当な圧力とはいえず、弁済の任意性に影響を及ぼさないというべきである。本件期限の利益喪失特約は、公序良俗に反するなど著しく不当なものには至らないから、その存在を理由に本件各弁済の任意性を否定することはできない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として支払った金銭の額が利息の制限額を超え、利息制限法上、その超過部分（以下「制限超過部分」という。）につき、その契約が無効とされる場合において、貸金業者が、貸金業に係る業務規制として定められた法17条1項及び18条1項所定の各要件を具備した各書面を交付する義務を遵守しているときには、その支払が任意に行われた場合に限って、例外的に、利息制限法1条1

項の規定にかかわらず、制限超過部分の支払を有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めたものである。このような法43条1項の規定の趣旨にかんがみると、同項の適用に当たっては、制限超過部分の支払の任意性の要件は、明確に認められることが必要である。法21条1項に規定された行為は、貸金業者として最低限度行っ
てはならない態様の取立て行為を罰則により禁止したものであって、貸金業者が同項に違反していないからといって、それだけで直ちに債務者がした制限超過部分の支払の任意性が認められるものではない。

そうすると、法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」とは、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息の制限額を超えていることあるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないと解するのが相当である（最高裁昭和62年（オ）第1531号平成2年1月22日第二小法廷判決・民集44巻1号332頁参照）が、債務者が、事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということはできず、法43条1項の規定の適用要件を欠くというべきである。そして、債務者が制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったか否かは、金銭消費貸借契約証書や貸付契約説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的事情に基づき、総合的に判断されるべきである。

(2) ところで、本件期限の利益喪失特約がその文言どおりの効力を有するとすると、松本は、支払期日に制限超過部分を含む約定利息の支払を怠った場合には、元本についての期限の利益を当然に喪失し、残元本全額及び経過利息を直ちに一括し

て支払う義務を負うことになる上、残元本全額に対して年39.80%の割合による遅延損害金を支払うべき義務も負うことになる。しかし、このような結果は、■■■■に対し、期限の利益を喪失する等の不利益を避けるため、本来は利息制限法1条1項によって支払義務を負わない制限超過部分の支払を強制することとなるから、同項の趣旨に反し容認することができず、本件期限の利益喪失特約のうち、■■■■が支払期日に制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は、同項の趣旨に反して無効であり、■■■■は、支払期日に約定の元本及び利息の制限額を支払いさえすれば、制限超過部分の支払を怠ったとしても、期限の利益を喪失することではなく、支払期日に約定の元本又は利息の制限額の支払を怠った場合に限り、期限の利益を喪失するものと解するのが相当である。

そして、本件期限の利益喪失特約は、法律上は、上記のように一部無効であっても、制限超過部分の支払を怠ったとしても期限の利益を喪失することはないけれども、旧契約書等及び本件契約書等における本件期限の利益喪失特約の文言は、通常、債務者に対し、支払期日に約定の元本と共に制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する年39.80%の割合による遅延損害金を支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与え、その結果、このような不利益を回避するために、制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制することになるものというべきである。

したがって、本件期限の利益喪失特約の下で、債務者が、利息として、利息の制限額を超える額の金銭を支払った場合には、上記のような誤解が生じなかったといえるような特段の事情のない限り、債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものということとはできない。

そうすると、本件において上記特段の事情の存否につき審理判断することなく、
■が任意に制限超過部分を支払ったとした原審の判断には、判決に影響を及ぼす
ことが明らかな法令の違反がある。

5 以上によれば、論旨は理由があり、上告理由について判断するまでもなく、
原判決は破棄を免れない。そこで、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し
戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	甲	斐	中	辰	夫
裁判官	横		尾	和	子
裁判官	泉			徳	治
裁判官	島		田	仁	郎
裁判官	才		口	千	晴

当 事 者 目 録

上 告 人

同訴訟代理人弁護士

板 根 富 規

青 木 貴 央

同訴訟復代理人弁護士

吳 東 正 彦

本 田 祐 司

茆 原 洋 子

茆 原 正 道

高 崎 暢

那 知 哲

今 瞭 美

江 野 栄

京 野 日

新 里 宏 二

伊 澤 正 之

柿 沼 祐 三 郎

久 保 田 寿 栄

南 雲 芳 夫

及 川 智 志

常 岡 久 寿 雄

拝 師 徳 彦

米 川 長 平

ほ か

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1 (4階)

被 上 告 人 株 式 会 社 シ テ ィ ズ

同代表者代表取締役 若 松 一 義

同訴訟代理人弁護士 谷 口 玲 爾

坂 本 秀 徳

平成15年(才)第456号

上告提起事件番号 平成15年(ネオ)第2号

上告人

被上告人 株式会社 シティズ

上 告 理 由 書

平成15年 2月18日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人

弁護士 板 根 富 規

同 青 木 貴 央



上告人は次のとおり上告理由書を提出します。

記

目次

第1 はじめに	3頁
第2 貸金業法43条の違憲性(制定時・そして現在)	4頁
1. 高利商工ローンの被害と实体经济を衰弱させた責任	4頁
2. 制定当初からの問題と43条の違憲性	6頁
(1) 経済的弱者の側の人権・生存に直結する財産権の剥奪	7頁
(2) 経済的弱者の錯誤に基礎を置く規定	11頁
(3) 立法目的との齟齬	12頁
(4) 「無効行為を有効とみなす」ことはできない	12頁
(5) 本人不知の間に不利益を課すことはできない	14頁
(6) 消費者契約法の本質(不利益の告知義務・事業者免責無効)	15頁
(7) 訴訟と債務整理で、殆ど43条が認められなかった事実	17頁
3. 利息制限法の上限利率の持つ意味の変化	17頁
4. シティズを利用した主債務者、保証人の被害	21頁

第3 合憲的限定解釈の必要	22頁
1. 貸金業規制法1条「適正な業務の確保」と「資金需要者の保護」	23頁
2. 43条の要件すべてが上告審の争点であること（原審にかかわらず）	23頁
3. 「債務者が積極的に超過利息と充当指定」する要件の歴史	27頁
4. 任意性の検討	31頁
第4 結語	35頁

第1 はじめに

1 貸金業法（以下「業法」という。）43条は憲法25条，29条1項，14条1項，13条に違反し無効である。

2 業法43条は、『利息として任意に支払った金銭の額が，利息制限法第1条第1項に定める利息の制限額を超える場合において，その支払が次の各号に該当するときは，当該超過部分の支払は，同項の規定にかかわらず，有効な利息の弁済とみなす。

(1) ……第17条1項又は第2項に規定する書面を交付している場合におけるその交付している者に対する貸付けの契約に基づく支払

(2) ……第18条第1項に規定する書面を交付した場合における同項の弁済に係る支払』

と規定している。つまり同法17条，18条をクリアーした場合で，かつ，その支払が利息として任意に支払われた場合には，利息の支払として有効な弁済と見做される旨規定している。

3 貸金業者であれば法律家に依頼し，時には法務省，最高裁判所にまで相談して17条書面として法的に有効な書面を作成し，また，18条に適合する書面を作成することが可能である。現に被上告人が所属する日本貸金業協会は，最高裁判所にまで相談をして書面を作成している。また、『債務者が利息として任意に支払った』との規定も，厳格に解釈し，真実債務者が『利息として』『任意』に支払ったか否か審査すれば，高利に苦しむ債務者が『利息として任意に支払う』ことは100%ないと断言できるが，債権者が作成した償還表記載の金額を支払わなければ，債務不履行となり，保証人に迷惑を及ぼすのではないかと危惧し，己むなく支払っているのが実情である。

結局，貸金業者は同法17条，18条をクリアーすれば，利息制限法に違反する超過利息を取得することができる。これは飽くまでも無効な債務の弁済が有効な債務の弁済と見做されるだけであり，有効な弁済となるものではない。

4 かかる規定は，憲法25条，29条1項，14条1項，13条に違反し無効である。以下，第2において違憲論を第3において，合憲的限定解釈について，述べる。

第2 貸金業規制法43条の違憲論（制定時・そして現在）

昭和58年の制定当初から貸金業法43条はその性格上非合理であり、違憲の疑いが濃厚であったところ、その後の経済情勢の変化により明らかに憲法違反の存在となった。

1. 高利商工ローン被害と实体经济を衰弱させた責任

平成11年に日栄・商工ファンドの取立等による被害が社会問題となり出資法等が改正された。しかし、本来強いて取立ててはならない利息制限法を超過する高利を手形・小切手・保証人によって強いて取立て続ける被害それ自体は、基本的にそのまま続いてきた。

その結果、利息制限法を厳守さえすれば殆ど防ぐことのできる倒産や利息制限法を厳守さえすれば防ぐことのできる経済的理由による自殺が多発している。ここ数年、倒産及び経済的理由による自殺は毎年増加傾向にある（平成13年の経済的理由による自殺者数は6845人にのぼっている・警視庁生活安全局地域課発表、倒産の約3分の1が日栄の手形によるものであり、商工ファンドの高利による倒産も少なくないことから、超過利息による事業者の倒産は圧倒的多数にのぼると考えられる）。

シティズは商工ファンド＝SFCG、日栄＝ロプロと並んで、多数の倒産と経済的理由による自殺を作り出し、経済不況の大きな要因となった責任がある。

これら商工ローンからの中小事業者の借入の一件あたりの金額は、いわゆるサラ金とは桁違いに大きく、主債務者にのしかかる高金利の重圧と、保証人の受ける打撃は、各々の生活を破壊する程のものである。保証人にできるだけ迷惑をかけまいとして必死で資金繰りをしながら高金利を支払い続ける中小事業者代表者の苦しみは、想像を絶するものがある。しかし、主債務者がいかに苦しみながら返済を続けたとしても、いつかは約定の高利を支払うことができなくなり、保証人が、自宅、職場、退職金、子どもの学資、老後の蓄えを奪われることとなる事例が大多数である。それでも足りずに、破産に追い込まれる保証人が多数存在する（日弁連調査によれば、破産者の中で保証債務が原因で破産する割合は2割をこえている。保証人の破産のうち、商工ローンからの借入の保証をした例が少なくないと考えられる。）。

経済不況と商工ローン借入倒産の因果関係としては、一般には、経済不況が商

工ローンからの高利借入の原因であるといわれ、確かに不況によって売上の減少した事業者、ないし赤字の事業者が銀行からの借入ができず、己むをえず高利商工ローンから借りる場合が多かったという面もある。

しかし、むしろ、逆に、商工ローンから借りたために、(保証人に対する仮差押、差押等により) 通常の債務整理(借入を将来金利なし、あるいは、大きく利率を下げた分割返済によって減額しながら分割弁済を行なう方法)ができず、経済的再起の機会をかえって奪われる事例が多い。高利を返し続けるために更に借入が増え続ける悪循環を断つ債務整理を、商工ローンから借りてさえいなければ取ることができるが、一端商工ローンから借入をすると、保証人に迷惑を掛けたくないために債務整理の方法を取ることができない。このような「商工ローンの地獄の落とし穴」(東京新聞商工ローン取材班の著書・リム出版新社発行・の題名)に落ちた人々は、長年の間に親戚、友人からの借入等の資金繰りも含めて全力を使い果たして、その結果、次の手形・小切手の決済ができない、もしくは次の支払ができない結果、商工ローンが原因となった倒産・失業・保証人の自己破産を増やし、結果として商工ローンの高利貸付が倒産・失業等による経済不況の原因となった面が大変重要である。ところが、商工ローンの高利回収行動が、これまで経済不況の大きな要因となってきた事実については、見過ごされるか軽視される傾向にあった。しかし商工ローン借入が、手形不渡り、保証人に対する一括請求によって、利息制限法による債務整理の経済的再起の方法を奪い、倒産・失業・破産・一家離散・経済的理由による自殺等を生み出し、経済不況の大きな要因の一つになり続けたことを、見逃すことができない。倒産は日栄＝ロプロとの取引先だけで、全体の倒産件数の3分の1を占めており(経済企画庁平成12年「日本経済の現況」と平成11年松田一男国会質問・前掲地獄の落とし穴157頁)、商工ファンド、イッコー、シティズ等と合わせれば、全体の年間倒産件数の半数以上が高利商工ローンによる倒産であることは、容易に推測される。

商工ローン各社は「金融」との名の元に、その「社会的意義」を主張することが常であり、空虚な虚像に惑わされる判断も出されている。しかし、金銭だけを動かす高利貸が、自らは何ら実体経済を担わないままに、現実の実体経済を担ってきた中小事業者を食いつぶし(倒産の半数以上が高利商工ローンの超過利息まで強制回収するシステムによる倒産であり、利息制限法が徹底するならば避ける

ことができた倒産であるといえることができる), ひいては実体経済から活気を吸い上げて不況の原因を作り, 自らは巨利を上げてきた構造, 正に実体経済そのものと高利貸との利害の対立構造こそが実像である。加えて, シティズ, 商工ファンド=SFCG, 日栄=ロプロ等の高利貸も一見すると株式会社組織に見えるが, 内実は独裁的代表的利益を体現する私物以外の何物でもなく, 従業員は使い棄てられ, その平均在職期間は2年余に過ぎない。

かつてサラ金による夜逃げ自殺が社会問題となった昭和58年の経済的理由による自殺は3551人(以下経済的理由による自殺者数は, 警視庁生活安全課発表の数字)にのぼり, その後サラ金の多重債務者については利息制限法による債務整理や自己破産によって救済される方法が確立し, 平成2年には経済的理由による自殺者が1272人まで下った。その後, 商工ローン各社が数倍に利益を伸ばした時期に連動して, 平成8年9年の自殺者数が3000人台となり(平成9年3556人), 急に平成10年には6058人となり, 翌平成11年には, 6758人となった。出資法の改正も根本的解決にはほど遠く, この数は更に増え続け, 平成13年は6845人にのぼっている。

憲法上の基本的人権が商工ローンによって日常的に侵害され続ける事態が構造的に進行してきた。

2. 制定当初からの問題と43条の違憲性

経済的理由による自殺者数が, 昭和53年には1703人であったところ, サラ金が問題とされた昭和58年には3551人にのぼった。サラ金の取立てによる被害を放置することができなくなり, 規制する必要に迫られ, 社会的にサラ金規制の必要が認識され, 貸金業規制という目的のために作られた法律が貸金業法であった(その1条には, 「業務の適正と資金需要者の利益の保護をはかる」との立法目的が掲げられている)。

ところが, この時, かえって貸金業者に有利な43条が同時に規定された。これは貸金業協会による多額の政治献金の結果であった。これに対しては, 基本的人権の立場からする日弁連の反対, 学者の反対, 報道の反対が盛り上がったにもかかわらず, 強行採決されてしまったという経緯があった。この経緯それ自体も, 43条の問題が元々大きな問題を孕んでいたことを物語る。

貸金業法43条ができた後も、利息制限法超過利息の約定は無効であることに何ら変わりはない。43条は超過利息の契約を有効とした条項ではなく、「特定の要件のもとにおける支払いを事後的に有効とみなす」との特典を貸金業者に与えただけの規定である。

43条の立法の理由としては、貸金業者に対しては刑罰を以て諸規制がされることとなった反面、諸規制を守り規定された書面を交付する適法な業者については、(利息制限法による超過利息の無効はかわらないが)債務者が任意に超過利息と積極的に指定して返済する限りにおいて、事後的に「有効とみなす」例外的な特典を与えることによって、「業務の適正と資金需要者の利益の保護をはかる」(1条)ことを目的とした規定である。この規定は、次の点において、当初より違憲の疑いが濃厚であった。

(1) 経済的弱者の側の人権・生存に直結する財産権の剥奪

A 利息制限法は憲法上の人権を守るための規定・本来例外は許されない

利息制限法は、経済的弱者の基本的人権(生存権—生存に対する侵害からの自由権、生存に直結する財産権、幸福追及権、個人の尊厳)を守るために高金利を取ることを私法上規制するという役割を果たしている。

利息制限法のかかる憲法において占める位置と役割に照らすとき、利息制限法を超過する利息の支払を有効とみなすことによって、結果として経済的弱者の人権を侵害することを正当とする例外規定を設けることは、憲法の定める経済的弱者の基本的人権を損なうため、憲法25条、29条1項、14条1項、13条に違反する。

昭和43年11月13日最高裁は、利息制限法1条2項につき、正面から憲法違反と認定したわけではないが、利息制限法1条1項が経済的弱者の基本的人権保護のための強行法規であると認識したからこそ、同法1条2項の制約を離れ不当利得返還請求を認める解釈を取ったものと評価される。

43条制定の過程で議論されたことは、貸金業者に書面要件等の法規制を守らせるためには、特典が必要という点であった(最高裁事務総局「貸金業関係事件執務資料」森泉章「貸金業規制法」鎌野邦樹「金銭消費貸借と利息の制限」)。

しかし、特典は即ち、犠牲を伴う特典であり、正に経済的弱者の財産権を奪う内容の特典なのである。

B 特典とは裏腹の経済的弱者の財産権剥奪の形態

本件において、原判決は過去の支払を法43条によって有効とみなすことによつて、現在の請求を有効とする結果、現在、制限超過利息の支払いを判決によつて強制する結果となっている。この主張によれば、利息制限法による充当をするならば既に存在しない債務について、43条みなし弁済規定を適用することによつて、未だに存在する債務として扱い、その結果、判決による差押によつて、任意にではなく強制的な超過利息の支払を余儀なくする結果となっている。

他面では不当利得返還請求権の否定として現れる。この場合、経済的弱者の財産権、中でも生存に直結する程に切実な経済的弱者の財産権が、本来無効な行為によつて剥奪されたものであるにもかかわらず、既に支払済みの金額が超過利息に充当される結果元本充当されないことにより、過払金返還請求権がないこととして敗訴する場合を生じることとなる（そして、任意に支払った過払金返還請求を拒否することによる貸金業者の経営安定の特典、という点のみが立法時に議論されていた。そこでは、過払金が生じる程に多額の返済をした場合の多くが、他からの借入によつて返したものであるために、不当利得が取り戻せないことは、当該債務者の経済的再起の障碍となることは、立法当時予想されてもいない）。

このような形で、過去の取引に43条が適用されるとの認定を受けた場合には、現実に現在利息制限法の残金でなければ支払えない状況にある人々も、制限超過利息部分まで判決によつて「任意」などではなく、強制的に支払わされることとなる。

実は、過去においてみなし弁済の適用あるとされる結果、現在、判決によつて利息制限法を超過する支払いを強制される、などという本件のような事態は、立法時の予想した事態ではなく、43条の適用範囲をこえてもいる。

43条のこのような使い方は、制定当初には予想されない使い方である（後述するように、サラ金各社は、訴訟上の請求を出す場合には、利息制限法によつて訴状を出しているのは、現在の訴訟上も超過利息の強制は許されないと考えているからに他ならない。）。このようなシティズの43条の主張を許すならば、サラ金に対する債務整理も含めて根幹から崩壊するといわなければならない。

シティズの貸付は、上記に加えて、下記2点においても43条制定時の立法の意図も、また予想もこえている。

第一の問題は、過剰融資の場合であるにもかかわらず、43条の主張を行なつて

いる結果、主債務者の資力も、保証人の資力もこえ、特に保証人の生活基盤を破壊する程の多額な貸付について、43条が主張されているという問題である。貸金業法制定と同時に過剰融資は禁じられた（13条）ため、50万か年収の10分の1のうち低い方の貸付のみが想定されていた（昭和58年9月30日付大蔵省銀行局長通達）。これにひきかえ、シティズの取引においては、保証人目当ての過剰融資が常態となっている。

第二の問題は、保証人からの財産権剥奪の問題である。

過去の主債務者の支払が任意の支払いか否かは、全く保証人の関知しない事項である。シティズの取引においては、保証人は金銭消費貸借契約書に署名捺印させられるだけである。返済の事実も知らされず、ましてその返済が任意か否かを、把握しようのない立場に保証人は置かれている。

従って、主債務者が利息制限法の支払が終了さえするならば、法的に有効な残債務は存在しないのであるから、特別に有効な返済とみなされる例外的特典による犠牲を強いられるのは主債務者が受けるにとどまり、保証人がその例外的特典の犠牲となるいわれは全くないと言わなければならない。

多額の主債務が残ることとして扱われる結果、保証人の生活基盤たる給料や売掛金等に仮差押が連発される事態、そして、そのような事態をも「任意の支払」の結果であると強弁する事態を、制定時、国会は意識もしていなかった。

既に立法当時想定もされなかった事態が深く進行しており、上記のように、「過剰融資であるにもかかわらず保証人から強いて超過利息を取立てる手段」として一人歩きしている43条は、明らかに立法に欠陥があり、43条による人権侵害の著しさから、憲法に反する条文であることが明らかになってきた。

43条の定めは利息制限法の禁じた高金利を結果的に容認することによって、経済的弱者の側の人権・生存に直結する財産権を剥奪する結果となる条文であり、憲法25条、13条、14条1項、29条1項に抵触し、違憲である。

生存権を脅かす行為、あるいは死にたくなる程に人間の尊厳をふみにじる行為は、いかに個別実定法が定めても、憲法に反するため許されない。

利息制限法によって守られる経済的弱者の基本的な人権は、43条の立法過程で現れた「特典を与えることによって規制が守られるようにすることが望ましい」とされた論点とは比較にならない程、重要である。

業法43条それ自体が、生存権侵害や人間の尊厳軽視を直接に定めたものではないとしても、43条を主張する貸金業者の行動が現実に利息制限法を超過する利息を取立てることによって生存権侵害や人間の尊厳軽視に直結する構造を持つことによって、43条は憲法違反であると考えざるをえない。

また、(2)～(6)で述べるように合理性もない。

最近の学説(山本敬三「公序良俗論の再構成」大村敦志「契約正義と公序良俗」)は、憲法の間接適用による基本的人権擁護のためには、公法も私法も協力すべきであると説く。利息制限法は私法規範のうち憲法の間接適用に関する条項として利息に関する法的義務の上限を定める。その上限利息の支払いの効果につき例外を設けることそれ自体に、憲法違反の疑いが強い。加えて、43条の特典は、その裏返しとして経済的弱者の生存に直結する財産権の剥奪することを正当とするものであって、かかる立法は、私法規範としても憲法に違反し許容されない。

上記に対する反論として「債務者が任意に支払う場合に限定したために、経済的弱者の人権剥奪とまでは言うことができず、違憲ではない」との立論が予想されるが、この立論は、逆に述べるならば「経済的弱者の側の人権・生存に直結する財産権の剥奪」にならない内容の「任意の支払」でなければならない、即ち、「任意」の持つ意味を重要とする立論と通じるものである。

この立場は、後述する合憲的限定解釈として、「任意の支払」というためには、「債務者が積極的に超過利息と指定して支払った」ことが必要であって、債権者が充当してこれを単に知らせただけでは、任意の支払いとしての要件をみたさない解釈となる(最高裁「貸金業関係事件執務資料」)。

契約書上も、超過利息は無効であることを明示し、制限利息を支払っている限りは期限の利益を喪失しないことを明示しなければならない。約定利息の条項は法的には無効であり、債務者にとって不利益な約定であることを説明しなければ、消費者契約法の告知義務に違反する。また、瑕疵ある契約である。

生活に支障を生じる程著しい財産上の損害を生じさせることはできない(本人不知の間に、著しい不利益を負わせることはできない)。また、現在超過利息を任意で支払う意思がないことを明らかにしている者に対し、過去の返済を、現在有効とみなす結果、現在遡って有効とみなされた計算による残金(超過利息を含む残金)を支払うことを強制されることはない(無効行為をあらためて有効とする行為は遡及

しない)。

保証人は、任意の支払いか否かとは関係のない立場にあるため、利息制限法によるべきであって、保証人に対して43条が適用されることがあってはならない。

(2) 経済的弱者の錯誤に基礎を置く規定

違憲と考えられる第二点は、契約に法的義務の限界を示さないことによる、経済的弱者の側の錯誤を基礎におく規定であるからである。

即ち、本来は、契約書面に、法的義務ある利率（法的に義務のある上限利率の明示、上限利率の利息さえ支払えば、期限の利益を喪失しないこと）を正しく記載しなければ、43条の特典は認められないはずである。

仮に法的義務の限界を記載せずに、約定利息のみを記載するのであれば、債務者は一般には契約は有効と考えるものであるため、義務のない超過利息をやむをえず支払わざるをえないこととなる。

「約定利息を支払わなければ期限の利益を失う」旨の条項がある場合は、約定利息を支払わなければ一括請求を受け、以後遅延損害金が発生し、保証人がいる場合は保証人も請求にさらされることとなるため、主債務者は超過利息の支払いを余儀なくされる。

学説は本来「超過利息は無効であり法的には支払義務がない」旨の記載を17条書面の要件とするべきところ、この点を17条書面の要件として明記していないことを指して、立法の欠陥であり、立法が是正されるまでの間は解釈によって是正されるべきであると指摘する（鎌野邦樹「金銭消費貸借と利息の制限」346～354頁）。

しかし、正しく記載すれば、債務者も間違わずに、法的義務の範囲内の返済を望むので、逆に43条の適用の余地が、殆どなくなる。

43条を適用する余地は、契約に法的義務の限界を示さないために、債務者が法的義務の限界について錯誤を生じた結果、それ以上の約定利息を支払うところに主として生じる。そもそも出発点において、このような信義則に反する不道德な法は、違憲といわざるをえない。

加えて、平成2年1月22日最高裁判決は、43条を適用するためには、利息制限法を超過する利率であることの認識を要しない、と判断した（この判断に対しては、学説の多勢は反対している。この状況は、37年最判が覆された状況と

類似していると論じられている。鎌野邦樹「金銭消費貸借と利息の制限」。

かかる判例に従うならば、債務者は、利息制限法の上限利率を超過し法的義務がない支払いであることを何も知らない間に、これまでの支払いを法的義務のない約定の超過利息に対する支払いとして評価されることによって、本来ある過払金を取りもどせなくなるという不利益を強いられ、あるいはそもそも立法時に予定もされなかった、本来であれば支払う必要のない無効な金額の返済（しかも過剰融資による多額の返済）を、更に強いられることとなる。

このような、経済的弱者の側の錯誤を基礎におく規定は、もともと公序良俗に反し、違法、かつ違憲といわざるをえない。

(3) 立法目的との齟齬

前述したとおり、貸金業規制法1条にあるとおり同法の立法目的は「業務の適正と資金需要者の利益の保護をはかる」ことにある。

業務の適正をはかるべき理由は、資金需要者の利益の保護のためであることからするならば、最終目的は資金需要者の利益の保護にある。

ところが、43条の立法趣旨は貸金業者に特典を与えることによって「業務の適正」をはかる意図に出たものであるところ、その特典は、最も肝要な最終目的であるところの資金需要者の利益の保護を犠牲にすることと引き換えにされている、という構造にある。即ち、資金需要者の利息制限法を超過する無効の支払を有効とみなすことによって、資金需要者に法的義務以上の義務（約定の利率による義務）を負わせる結果となる、という致命的な不利益を資金需要者に課す条文なのである。

たかだか取締規定の効果的運用目的のために貸金業者に特典を与えることによって、本来的な目的である「資金需要者の利益の保護」をかえって犠牲にするこの条文は、立法目的と齟齬し、公序良俗に違反するので、効力を認めるに値しない。尚、17条書面、18条書面の不交付により貸金業法違反に問われた判例は一件もない。名目上だけの規定と言っても過言ではない。

(4) 「無効行為を有効とみなす」ことはできない。

財産権侵奪にあたっての *dew proeses of law* 違反

無効行為はあくまで無効である。有効とみなすことはできない。

『無効なる行為は死産児の如し、如何なる名医も活かすべからず』という譬えがあるように、無効という土俵のなかでこれを有効なものと理論づけたり解釈することは困難であり、あえてこれを行おうとすると論理の整合性を欠くことになる。法43条はこのような性格を持った規定である。」(森泉章・判例評論382号42頁)

利息制限法により無効とされるとき、無効の意味は、以下の内容を持つ。無効は、何人の主張をもまたずに、当然に、かつ絶対的に、効力のないものである。従って、当事者がこれを追認しても、その効果は、当然に補正されるものではない(我妻栄民法講義・民法総則388頁)。

無効については、本来、遡及的追認は出来ない。すなわち、全ての人に対する関係で最初から有効な行為であったようにすることは出来ない(民法第119条本文)。

無効な行為に対して、非遡及的追認、すなわち追認の時から将来に向って効力を生じさせようとするのは無効な行為と同一内容の行為を新たにしたものとして、その効力を認めることができるが、その内容も次の点が重要である。追認により認められるのは、新たな行為としての要件を備えた場合であり、例えば、錯誤による無効な行為を「錯誤なしに」追認すれば、その時から効果を生じる場合などである。しかし、反社会性ある無効な行為は、追認しても効果を生じないことは言うまでもない(前掲書390頁)とされていることは忘れてはならない。

更に、前記の新たな追認が認められるためには、「無効ナルコトヲ知リテ追認ヲ為シタルトキハ」という要件が必要とされている(民法119条但書)。

業法43条の条文の構成からも、契約における利率の約定そのものはあくまで無効であって後の行為によって変わることはない。問題は、債務者の弁済の行為によって、事後に有効とみなすことが可能か否かという点であるが、債務者が無効であることを知らないまま、債権者の請求にしたがって単に弁済する場合、当該弁済が超過利息の支払いとして有効となるという論理は、上記の無効に関する原則からして、ありえない論理である。無効であることを知った後の追認も、遡及的追認はありえない。

また、利息制限法は反社会的な高金利を規制する強行法規であって、このよう

な意味で反社会的利率を、たかだか本来義務違反は処罰されるという書面要件を守ったからといって、合法になったと評価することができないからこそ、事後に「有効」と「みなす」ことしかできない条文となったのである。しかし、事後に「有効」と「みなす」ことそれ自体も、前述した「反社会性ある無効な行為は、追認しても効果を生じない」との民法上の大原則に反する。

利息制限法は、資金需要者・経済的弱者保護のための強行法規として本来立法されている。それ故、資金需要者に不利益な方向の結果をきたす場合の要件に関しては、民法上一般に保護されている原則すら認められない、ということがあってはならない。

「債務者が本来無効のものと認識し」つつ、「積極的に超過利息と指定して支払う」ことは、有効とみなすための絶対条件であり、仮に、その認識・充当指定を不要とする解釈の余地を与えているとすれば、その点だけでも、43条は財産権侵奪にあたって *dew proses of law* に反し、憲法31条に反すると言わざるをえない。

本来の無効の法律論を検討することによって、そもそも43条の構成そのものに無理があること、財産権侵奪にあたり *dew proses of law* に違反することが明らかになった。

(5) 本人の不知の間に、不利益を課すことはできない。

「私法規範においては、契約等の関係にある当事者のうちの一方が自己の義務の履行にあたって特別に不利益を受けることがある場合には、特段の事情のない限り、不利益を受ける者が義務の履行にあたって少なくともその旨の認識がなければならぬとされる（民法705条…）。それにもかかわらず、法43条1項は、本来は無効である超過利息についてその弁済を有効なものとみなすに際して、（立法提案者および最高裁の解釈による限り）債務者の不利益を受けることの認識を不要としている。法43条1項の規定は、立法提案者および最高裁の解釈による限り、従来判例法理（略）に反し、また、特段の合理的理由のない限り、私法規範として不十分なものといえよう。」（鎌野邦樹「金銭消費貸借と利息の制限」346頁～）とし、必ずしも不利益を認識しなくても合理的理由ある特段の理由の例として、区分所有法の中の管理費用の分担の例が挙げられており、「この規定

が不合理でないのは、管理におけるいわゆる『規約自治』ということのほかに、不利益の程度が著しいものでない限りにおいてのみ一部区分所有者の不利益が許されるからである」としている。

これと対比するに、みなし利息とされた場合の不利益は著しく、特に商工ローンの主債務者及び保証人にとっては、みなし利息とされれば人生が一変する程の著しい不利益、しかも知らされず、認識のないままに生じさせられた不利益が生じる。他方、みなし利息によって高利貸にとっては膨大な利益が生じる。本人の知らない間に法的義務以上の多大な義務を負わされ、著しい不利益を生じる、という構造の43条は、民法の基本原則に反しており、適正な手続によらずに財産権を侵害することを認める条項という意味でも、29条の財産権の侵害にあたり違憲である。

特に、保証人は、主債務者の弁済の状況を全く知らないことが常であり、保証人の関知しない弁済がどのような状況で為されたか（任意性、17条書面、18条書面）次第で、利息制限法の超過利息を有効とみなされて超過利息まで支払わなければならない義務を保証人が負わされることとなる。このように保証人不知の事情で保証人に突然ふりかかる不利益は、保証人が一生かけて築いた生活基盤すべてを破壊しつくす程に大きく、その家族全体を巻き込むものとなる。保証人に不本意な迷惑をかけたと絶望する主債務者の自殺ばかりでなく、一生を台なしにした絶望感から、保証人の自殺も跡を断たない。

法的義務のないことを、本人の知らない間に有効とみなす法制度は、悲惨な結果を生じ続けている。

基本的人権の最後の守り手としての司法は、日々20人もの経済的理由による自殺者をなくすことを何より優先する判断基準とすべきである。

(6) 消費者契約法の問題（不利益の告知義務・事業者免責無効）

商工ローンから借入をする中小事業者は、各々の分野に関しては知識を有しているものの、貸金業関係に関する情報を持たない場合が圧倒的に多い。

平成13年4月1日から施行された消費者契約法1条には、「情報の質及び量並びに交渉力の格差」という立法事実が示されており、商工ローン業者とその資金需要者と保証人という関わりにおいても、「情報の質及び量並びに交渉力の格差」が

顕著に見られる。

なお、消費者契約法が成立・施行されたのは最近ではあるが、また、商工ローンの融資先が純然たる消費者ではなく一定の事業を営む者ではあるが、本来、消費者契約法の本質は「情報の質及び量並びに交渉力の格差」という不公平が存する場合における契約の解釈基準となるべきものである。

消費者契約法4条2項は、不利益事実の不告知を取消事由と定める。

43条の適用を認める考え方によれば、利息制限法に定める法的義務をこえた義務を課す契約であることを告知することを要しない。しかし、そのような不利益事実を告知しない契約は、消費者契約法の本質に則した解釈としては、本来は取消することができる。債務者・保証人が法的義務以上の義務を負うとの不利益事実を債務者・保証人に告知しなければ、「情報の質及び量並びに交渉力の格差」において優位に立つ貸金業者は、不利益事実を告知しないままに、利息制限法違反の法的に無効な高利による収益を食うことができる一方で、債務者はいつまでも高利から脱出することはできないから、著しく不公平である。

更に、消費者契約法8条は事業者の損害賠償責任等を免除する条項が無効である旨を定めた条文であり、同条1項5号には、「消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項について同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項」が無効であると定める。

利息制限法に定めた法的義務以上の義務は存在しないにもかかわらず、あたかも存在するかのようにして締結された消費貸借契約は、そもそも法的義務がない超過利率についても支払義務があるかのように装った瑕疵がある契約であると言わざるをえない。契約のかかる瑕疵につき、債務者の無効との認識がなくても、債務者が積極的に超過利息と指定して支払うことがなく単に債権者の請求に従った支払いをただで、瑕疵の責任を問うことができなくなる、とすることは、消費者契約法8条1項5号により禁じられており、そのような瑕疵責任の免責条項は無効とされている。

消費者契約法において無効として禁じられた内容を強行する条文が、正に業法43条そのものである。

瑕疵ある契約について責任を問うことができないとするのは公平に反し、そのような条項には法的効果を認めることができないと認識されたからこそ、消費者契約法8条1項5号の条項が定められたのである。

「情報の質及び量並びに交渉力の格差」のある場合の実質的公平の観点からも、また、「後法は前法を破る」解釈からも、業法43条は、もはや適用の余地はない。

貸金業界の圧力（多額の政治献金）で定められた43条は、情報と交渉力に格差のある場合における実質的公平を定める、消費者契約法の精神に真向から対立するものとして、現在はその効力を全く失ったものと解さざるをえない。

経済的弱者の基本的人権を守るための立法が利息制限法であり、情報弱者、交渉力弱者の基本的人権を守るための立法が消費者契約法である。

これらの経済的・情報・交渉力弱者の基本的人権の保護が、憲法上の基本的人権の要請であることに照らし、これらと真向から反する立法は、憲法違反である。

(7) 訴訟と債務整理で、殆ど43条が認められなかった事実

現在、簡易裁判所はサラ金の取立訴訟が大部分を占めるにいたっている。しかし、膨大な貸金請求事件の訴状は、利息制限法に基づいた計算方法で作成されてきた。実際に訴訟上、あるいは任意整理の中で、43条が制定された後も、実際には43条の適用は殆ど認められてこなかった。利息制限法による順次元本充当計算が、経済的困難に直面した多重債務者に対して、どの貸金業者に対しても例外なく公平に通用してきたからこそ、債務整理は可能となっていた。

そして、その理由は、憲法上の論点であるか否かはともかくとして、上記(1)～(6)に挙げた問題があることそれ自体は認識されていたためであり、実際の適用場面で拡大解釈を避け、厳格に解釈した結果である。現在、広島簡易裁判所の調停では貸金業者の43条の主張はすべて排斥する取扱をしている。

3. 利息制限法の上限利率の持つ意味の変化

(1) 現行100万以上15%の上限利率の意味

多重債務・自己破産・経済的理由による自殺増加の一方で、サラ金業者・商工ローン業者の高収益を保証しているのが、わが国の異常な高金利である（「2002年クレサラ白書」272頁以下・宇都宮健児「金利引き下げ対策」、及び小野秀

誠「利息制限法と公序良俗」参照)。

明治10年に制定された旧利息制限法の上限利率(1000円以上)12%は、銀行貸出平均利率が年7%台となった1919年(大正8年)には改正され、(1000円以上)年10%に下げられた。

1954年(昭和29年)に定められた現行利息制限法の利率(100万円以上15%)は、当時の銀行の貸出約定平均金利が9.08%の時の制限利率として定められたものである(改正前3年間の銀行の貸出約定平均金利は10.439%から12.045%で推移している)。当時はインフレと戦後の好況を反映した全般的高金利の時代であったので、銀行貸出金利平均9.08%に対する上限利率15%は、約1.65倍であった。

しかし、平成に入って長引く不況により、銀行貸出金利の平均は2000年12月で2.116%、2001年1月で1.898%と、不況、低金利時代を現す低水準である。

現行の上限利率が定められた1954年(昭和29年)の銀行貸出平均金利との対比で述べるならば、元本100万円以上の場合は3.13%程度が妥当ということになる。ここ数年、そして現在の銀行貸出平均金利に照らし、15%は余りにも高利であって既に暴利といえる程である。

サラ金・商工ローン等の貸金業者は、ここまで下った銀行の低利貸出を元手として、現行利息制限法すらこえる貸付を行なうことによって、その差の利率分の収益を上げ、更に、その正当化をはかるための43条主張まで展開するが、そもそもの出発点として、利息制限法の利率の持つ意味が、銀行金利の10倍弱という程に、相対的に高いものに変化していることを理解する必要がある。

1919年(大正8年)に引き下げられた時の7%台(この時利息上限10%)よりも大幅に低い1%台の銀行貸出平均金利となっている時代に、上限利率15%では不均衡に高過ぎるのである。

(2)世界における金利規制

金利規制を廃止する時期を経たドイツ、フランスも、弱肉強食による経済的弱者の基本的な人権侵害の現実を前に、廃止期間は短期間で、金利規制を復活させている(小野秀誠前掲著)。そして、わが国のようなサラ金・商工ローン・ヤミ金は存在せず、金利規制に成功し、金融の中心は銀行によって担われている(宇都宮

健児「2002年クレサラ白書285頁」。

フランスでは消費者法典で金利規制を定めている。フランス銀行において3ヶ月に一度ずつ、消費者金融、不動産金融、事業者金融などの市場平均金利を調査して発表し、この市場金利の1と3分の1を超えると暴利貸借金利となり、違反すると2年の禁錮または罰金（2000年3月時点では3万フラン以下の罰金）が科されることになっている（宇都宮健児前掲書及び2000年日弁連海外調査資料）。市場平均金利は融資対象等によって分類されるが、特に事業者金融の場合、6.55%や8.89%、11.75%を暴利基準としており（市場金利が日本より高いので1と3分の1がこの利率となるため）、これ以上の貸付は前記処罰の対象とされている（2000年日弁連海外調査資料）。

ドイツでは、実定法における金利規制法は存在しないが、裁判所が市場平均金利の2倍をこえる金利は暴利であり無効（金利を一切取ってはならない）とする判例法を築いており、全ての金融機関が判例法を遵守しているため、金利は低く抑えられている（宇都宮健児前掲書及び2000年日弁連海外調査資料）。また、ドイツでは、消費貸借において手形・小切手を交付することを禁じており、消費者には手形・小切手の返還請求及び手形・小切手による損害が生じたときには損害賠償請求権が認められ、手形・小切手による暴利の取立てに対しては、刑罰が加重される（小野秀誠「利息制限法と公序良俗」414頁）。

(3)現行利息制限法と43条の持つ意味の変化

銀行平均貸出金利が7%台の時に上限利率を1000円以上10%に下げた1919年、好況のインフレ期である銀行平均貸出金利が9%台の時期に上限利率を15%に上げた1954年と対比して、現行利息制限法の上限利率の15%は、銀行貸出平均金利が1%台に低迷している現在、はるかに高過ぎるものとなっている。

銀行の低金利の背景となっている不況に直接苦しんでいるのはむしろ中小事業者であるにもかかわらず、その中小事業者に追いつきを掛けているのが、世界的に見ても高過ぎる利息制限法であると言わざるをえない。

国会の立法の怠慢による大きな被害が出続けていると言っても過言ではない。

このような中で、利息制限法を超過する貸付の意味、43条の持つ意味も確実に

変化している。

銀行貸出金利の1%台の利率すら支払うことに銀行が不安を持ち、貸ししづりをする程に、経営が苦しい中小事業者にとって、利息制限法の15%は大変高い利率である。300万円以上の貸付が多いシティズ等商工ローンにおいて、仮に利息制限法が遵守されたとしても、年45万円を支払ったとした場合、銀行金利であれば年6万円弱以上の支払いをするならば元本が減少する計算となるのに、利息制限法の上限利率の場合には45万円全額が利息の支払であって、元本には1円も充当されない。

街の小売店や町工場が300万円借りて利益で年間45万円を利益で返済できる時代ではない。仮に出資法ぎりぎりの約定利息（年39.80%）（甲第45・46号証）を支払続けた場合に、利息制限法によれば、残額がなくなる時期にも、43条の適用が認められるならば、元本はそのまま残ることとなるため、一旦シティズと取引を始めた中小事業者は延々と高利を支払い続けなければならず、倒産という状態に追いこまれる事業者ばかりとなる。本件の主債務者もその一人である。

シティズが顧客とする層は、日栄＝ロプロ・商工ファンド＝SFCGが顧客として狙う層より更に経営の悪化した中小事業者であって、その悉くが、高利の返済に大変辛い思いをしている。このような中で行なわれるシティズによる保証人いじめ等によって、主債務者・保証人の中に多量の自殺者を出している。シティズの保証人狙いの過剰・高利融資によって、正に、43条が作られた昭和58年には想像も付かない程に悲惨な状態が日々繰り広げられているのである。シティズが狙う保証人は、公務員、一流企業のサラリーマン等、給料差押を目的としていることが多い。経済的理由による自殺者数が1年でサラ金地獄のほぼ2倍の6000人台を記録した平成10年以後も、年々上昇を続けてきた。4年以上もこのような状態を続け、経済的理由による自殺者数の累計が平成10年から13年の4年で3万人弱にのぼる。経済的理由による自殺者数が2年だけ3000人台を記録した58年、59年にはまがりなりにも貸金業規制法を作ったが、その当時と比べてさえ、平成10年から現在にいたるまで、司法は商工ローン被害から国民の命を守るために一体何をしていたのか、国会の立法は何をしていたのかという責任問題とするに十分な悲惨さである。

シティズに対して43条を認める、ということは、現在取引をしている数千人の主債務者が決して長期間支払い続けることのできない高金利をいつかは支払いきれずに倒産することによって、多くの倒産・失業を産み出し、主債務者に数倍する保証人、そしてそのまた数倍の保証人の家族（総勢にすると10万人にもものぼる人々）が、高利によって身ぐるみ剥がされ、退職金も老後の資金も奪われ、子どもの学資も奪われ、子どもは義務教育の後はずぐに働かなくてはならない境遇に置かれ、苦勞してローンを払った自宅も奪われ、利息制限法による救済（それも15%以上を支払ったことによる元本減額というにとどまる）すら受けられないことを意味する。43条の適用が認められるならば、倒産・失業は目を覆うばかりに増える事態を招来することは間違いのない事実である。絶望によって、ますます、経済的理由による自殺者数は増えることとなる。

既に利息制限法でさえ高利と考えられる、このような全体状況に照らすならば、更にこれをこえた高金利は基本的人権の侵害以外の何物でもない。論外な高金利と言わねばならない。

高過ぎる利息制限法すらこえた利率のもとでの業法43条は、現在の経済的な状況のもとでは、経済的弱者たる資金需要者と保証人の生存の基盤を破壊し尽くすことによって高利貸の膨大な利益を保証するもの以外の何物でもない。

43条は、経済的弱者の生活基盤を破壊し、生存に直結する財産権を剥奪しつくす機能を持つものと化しており、現時点では、明らかに違憲の規定といわざるをえない。

4. シティズを利用した主債務者、保証人の被害

シティズは43条を適用するには最も不適切な業者であって、仮に、43条がシティズに対して一部でも適用されうるのであるならば、あらゆる貸金業者が、ここまでの違法を許された、として、シティズと同様のことを行ないつつ43条を主張することとなる。

シティズの取引に対しては、一部でも、43条を認めることはできない。

仮に合憲との立場から解釈するのであれば、人権侵害を最少とする解釈、即ち、合憲的限定解釈でなければならない。

合憲的限定解釈のためには、経済的弱者の経済的利益が剥奪される解釈を避け、

学説が従来から説いてきたように（鎌野前掲書）、「債務者の無効との認識」と「債務者の積極的に超過利息に充当する意思表示」が必要であると解する他はない。

更に、情報と交渉力の格差のある場合に関する消費者契約法の精神から、契約書には、不利益条項は告知されなければならない、利息制限法をこえた契約であることが消費者に分るようであればならない。また、「利息制限法の利息を支払うならば期限の利益を失わない」ことが明示されず、あたかも、約定利息を支払わなければ期限の利益を失うかのような記載が為されていれば、契約書に法的義務の範囲に関する虚偽記載があるので17条の要件もみたすとはいえない（乙第53号証。小倉簡易裁判所平成14年9月26日判決）。

第3 合憲的限定解釈の必要

前書 立法の際に議論されたこと

国会審議における提案者の説明によれば、概ね次のとおりである。

「貸金業法は、貸金業に登録制度を導入するとともに、貸金業者に対し種々の業務規制を課すこととした。しかし、貸金業者に対し、こうした規制を課す一方、債務者の意思次第で、制限超過部分につき元本充当又は返還請求が認められるようでは、個々の取引が不安定となり、法律による罰則付きの業務規制の意義が失なわれる。特に、貸金業法は、17条で契約書面の交付を、また、18条で受取証書の交付を罰則付きで貸金業者に義務付けているが、最高裁の判例理論の下では、右の書面は、債務者からの元本充当、返還請求が認められるための決定的な証拠となってしまいうので、実効ある規制は期しがたくかえってヤミ金融が横行するおそれもある。それでは法制定の目的が達せられないので、同時に改正された金利等取締法で処罰対象金利が引き下げられることでもあり、制限超過分の支払のうち、一定の要件を充足するものについては、これを『有効な利息又は損害金の債務の弁済』とみなすことが適当であるとしたものである。」提案者大原議員の答弁（大蔵省銀行局貸金業関係法令研究会編「貸金業規制法の解説」

この時期の法務省参事官大森政輔は判例時報1080号6頁において

「利息制限法は、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約につき、その利息等が一定の率により計算した金額を越す場合に、その超過部分の民事上の効力を否定することによって、借主の保護を図る民事一般法であり、いわゆるサラ金対策の

ためにこれを改正し、その保護を後退させる理由はない」ことを基本としつつも、「利息制限法による保護も、立法によって絶対に奪うことができないものでない」とし、「各種の業務規制を加えるに際し、必要かつ合理的な範囲内において利息制限法の特則をその業法中に設けるか否かは立法政策の問題」としつつ「法の解釈適用にあたるものとしては、法文に則し、その立法趣旨の範囲内でその妥当な意味内容を明確にするとともに、不当にそれを逸脱した解釈適用をすることがないように努力しなければならない。」と結んでいる。

なお、学者は「このような規定が立案された合理的根拠はどこにあるのか。わたくしは、一連の衆参大蔵委員会の議事録及び立案理由を読んだが、あいにくそこから納得のいく根拠を見出すことはできなかった。」(森泉章「貸金業規制法」257頁264頁)と政治的圧力によって押し切られた43条そのものに対して根本的批判の目を向けてきた。

貸金業を規制することを目的とする法律を作る機運の中で、その機に乗じて、経済的弱者の基本権・生存に直結する財産権を剥奪する機能を持つ条項、即ち利息制限法の特則を設けることに、合理的理由があったか、というならば、合理的理由はなかったというしかない。

「実効ある規制」「取引の安定(即ち、貸金業者の経営の安定)」も、本来、利息制限法を守った上で、更に為されるべきことであって、この二点を利息制限法を後退させる特則の理由とすることは、貸金業界の立場からする逆転した議論である。

利息制限法超過貸付を前提とした「経営の安定」論も、利息制限法を厳しく適用するならば、貸金業者が契約書等を交付しなくなるという、貸金業者からする甘えた発想の「実効性」議論も、その重みからいって、いずれも、経済的弱者の基本権・生存に直結する財産権を剥奪する機能を持つ条項を設ける理由とするに足りないことは明白である。

1. 貸金業規制法1条「適正な業務の確保」と「資金需要者の保護」

札幌高裁平成14年11月20日判決は「法は、貸金業者の事業に必要な規制を行なうことにより、その業務の適正を確保し、資金需要者の保護を図ることを目的として制定されたものであり」と指摘し、立法目的を示して、立法目的にそった解

釈を行なった結果、SFCGに対して43条の適用を認めない判断をした。

仮に、合憲として解釈を行なうのであれば、この立法目的からはずれることはできず、最終的に資金需要者の保護としうる解釈を採ることが、法自体の要請であることを忘れてはならない。

したがって、立法時の国会の議論の中での共通認識をこえて条文を拡大解釈をすることはできない。

(1) 資金需要者の保護

第2で前述したとおり、超過利息は無効と認識できる記載のある契約書即ち、債務者の錯誤を避ける契約書でなければ、17条書面の要件をみたさない。そして、過去の支払を有効とみなすことによって、利息制限法超過利息への充当を前提として残った金額を「現在、強制的に支払わせる手段」となってはならない。

まして、返済の任意性等について関知しない保証人に、本来無効な支払を有効とみなす効果を及ぼすことはできない。

更に、「任意」を要件としてきた歴史をふりかえるとき、「債務者が、積極的に超過利息と指定して支払うこと」を要件とする必要がある（最高裁事務総局「貸金業関係事件執務資料」等。詳細後述）。充当の意思表示はあくまでも債務者が行なっこそ、超過利息を有効とみなす効果を生じうるのである。シティズとの間の取引のように債権者が充当指定するのでは、仮に債権者の充当内容が受取証書に書かれて理解できたとしても、「債務者が積極的に超過利息と指定して支払った」ことにはならず、かかる場合に、債務者が債権者の充当内容を認識したというだけで、43条の適用を認めるのでは、資金需要者の保護に欠け、立法目的に反することとなる。また、債権者がどのように充当したのかだけが分れば良いというのであれば、書面要件とは別に「任意」を要件とした立法趣旨に反する。

債務者が充当指定につき何の意思表示もしない、したくてもできない契約書の場合には、利息制限法による法定充当でなければならない。

その他にも、シティズ自らの責任のある過剰融資によって生活が困難に直面している者に対して、43条の適用を主張して判決による強制的回収をはかろうとしている。このシティズの行為は、資金需要者保護に欠け、このような主債務者・保証人ら経済的弱者の生活基盤を破壊する過剰融資においては、43条主張は、そもそも立法が予定しておらず、このような場面では、43条の特典より、経済的弱者の

基本的人権がはるかに優先する。

経済的弱者たる借主が、債権者の意のままに翻弄されることを避けるためにこそ17条書面が必要なのである。

また、そもそも18条書面は、支払後直ちに当該充当に関する債務者の意思ないし異議を債権者に告げることができるために、「直ちに」交付することを要件としているのであるが、シティズの場合は、前提となる充当指定の自由もなく、また、「直ちに異議」を言える法的知識を有していないのである。前述したとおり、「任意」の要件をシティズは受動的に18条書面によって債権者の充当内容を受身に理解する、というところまで解体し尽くそうとしている。

しかし、17条書面の要件も18条書面の要件も、これとは独立の任意性の要件も、すべて、立法目的たる「資金需要者の保護」にかなう解釈が行なわれなければならない。

(2) 適正な業務の確保

業法が、資金需要者を保護する「適正な業務」を行なうために認められた特典であることを考えるならば、現実に資金需要者を保護する適正な業務を行なっている貸金業者しか、特典を受けることはできない。

そして、シティズの行なっている業務とは、正に、資金需要者を保護する適正な業務の正反対にある。

2. 43条の要件すべてが上告審の争点であること（原審にかかわらず）

業法43条は、強行法規たる利息制限法の例外規定である。

従って、原審での攻防如何にかかわらず、更には、当事者が争うか否かに拘らず、債権者が全面的に主張立証責任を負う43条の要件すべてを、裁判所が厳しく職権判断をしなければならない対象である。

したがって、判断の対象は原審が争点として把握し、判断したことに限られない。

利息制限法の適用に関する主張は、当事者主義に委ねられた分野ではない。強行法規の適用を誤ってはならない、という裁判所の職権の分野である。

また、業法17条、18条も強行法規である。したがって、当事者の合意等で記載要件を緩めることも、許されない。

仮に、利息制限法を知らないため、訴訟上主張できない当事者をも、裁判所は強行法規の適用によって救済しなければならない。仮に、当事者が欠席であっても、強行法規違反の判決をすることはできない。

ちなみに昭和48年9月18日最高裁判例（金融法務事情701号）は、当事者が争点としなかった利息制限法の適用計算方法を判断するにあたり、「なお、職権を以て判断するに」として利息制限法の適用計算を検討した結果、元本順次充当による元本減額方式による計算を、正しい計算方法であると判断している。

司法研修所民事裁判官室編「民法の要件事実について（10）」18頁にも「利息制限法の定める限度をこえた利息の約定は、その超過部分につき無効であるとされている（同1条）から、右制限利率を超える利息の請求は許されない。しかし、これは、裁判所が適用すべき強行法規に関する事柄であるから、当事者の主張を待つまでもない。」としているとおりである。

更に、その超過利息を支払ったことによる利息制限法を適用する計算につき、「支払った金員が、利息制限法所定の制限利率をこえるか否かは、元本額及びその使用期間並びに支払利息額によっておのずと明らかになる。超過利息が元本の一部に充当されると元本の一部が消滅し、この部分については利息債権も発生しないことになるので、一部抗弁となる。超過利息の元本充当の方法については、利息を支払うたびに超過利息を元本に充当し、その都度残存元本額を減らし、減額した残存元本額を基準に順次充当計算するのが相当である。」（同20頁）としている。

強行法規の適用は定まっており、潜脱が許されないから、当然である。

したがって、主張立証責任の関係で述べるならば、貸金業者側の43条の主張に対して、借主側は逐一、つきあって反論する必要すらない。

43条の要件の有無は、債務者・保証人の主張立証をこえて証拠を吟味すべき責任が裁判所にある。

本来、強行法規の潜脱や瓦解を防ぎ、強行法規を厳格に適用すべき職責は裁判所にあること、実際にも通常債務者、保証人は追いつめられており、弁護士に委任もできない事例も多いが、強行法規は公平に適用されなければならないことから、裁判所の強行法規適用における厳格な姿勢は当然のことといえる。

（2）業法43条に関する主張の場合

43条のすべての要件をみたすことの主張立証責任は、43条の主張をする債権

者が負う。債務者が、その一部にしか反論していなくても、争点は、43条の要件のすべて（貸金業者であること 業として行なったもの 利息として任意に支払ったこと 17条書面交付 18条書面交付）である。何故なら、強行法規の適用に関わるものであるからである。

しかし、他方で、職権による強行法規適用の場面ではあるが、債権者が主張しない場合には、43条の要件をみたすという判断することはできない。

その意味では、債権者側の主張立証責任という側面のみが存在し、債務者側は何らの主張立証責任も負わず、基本的に利息制限法という強行法規による保護が及ぶと考えられる。

利息制限法に対して特異な例外を認める43条の適否の認定にあたっては、債権者の43条の主張に対して債務者は反論反証の責任を負うことはないし、債務者側に法的義務の存否に関する自白も成立しない。

利息制限法も43条も、基本的に当事者主義の問題ではなく、当事者が指摘しなくても裁判所の責任において、基本的人権侵害防止と公序良俗の観点から定められた強行法規たる利息制限法を厳正に適用しなければならない分野の判断である。

3. 「債務者が積極的に超過利息と充当指定」する要件の歴史

(1) 充当指定要件の歴史総論（大審院判例・判タ1106p14）

明治35年10月25日大審院判決（民録8輯134頁）

【判示内容】

「上告人がその充当方法を定めずして弁済したる金員の一部を以て法律が禁止せし利息制限法の制限を超過せし不法の利息に対し之を充当したりと見做すを以て相当とすると判断せられたるは、是れ明らかに利息制限法に違背したるものと云はざるべからず。」（136頁）

「原院は或は同法（民法491条）に基き充当の順序は第一費用，第二利息，第三元本とあるを以て，本件に於いても第一利息に充当し次に元本に充当すべき筋合なるを以て本件利息は全部弁済したるものなりと云うを得べしと雖も，同法に於いて利息とは法律の許容したる適法の利息を云ふものにして，本件の如く制限超過の利息を指示するものにあらざること利息制限に於いて制限超過の利息を禁止する規定あるに对照して明かなり。若し原院の解釈するが如く同条の利息には制限超過の

不法利息をも包含すとすれば、法律は一方に於いては利息制限法に於いて制限超過の利息の支払を禁止しながら、却って同条に於いて利息制限法に於いて禁止したる利息に対し、尚、強制して元本に先んち弁済せしむる結果を来たすべければなり。」

(137頁)

(2) 明治43年12月10日(民録16輯下921頁)

「原判決は、制限外の利子を法律上の充当の場合に有効に充当したりと為したる不法の裁判たること明らかにして全部破毀を免れざるものとす。」

【上記判決の意義】

債務者が充当指定をしない等、債務者が積極的に超過利息に充当するのではない場合には、制限超過利息は制限内利息・元本に充当されるという充当の法理が認められていた。

39年最高裁判決は、この点につき、任意に指定した場合にも充当を認める、という点での判例変更であった。その後貸金業法43条ができたことによって、「債務者が積極的に超過利息と指定して任意に支払う」との要件の問題として再び浮上している。

元本に先立つ超過利息への充当計算が、債務者が積極的に指定したものでない限り、超過利息の支払強制にあると判断したことが注目される。

これらのことは、既に、明治35年に看破され、確立していたのである。(同旨の判決として、大審院昭和10年4月27日判決・法学4巻12号88、同旨の学説として我妻債権総論53頁、これらの要点を解説したのものとして、最高裁事務総局民事局監修「貸金業関係事件執務資料」16頁ないし19頁。)

(2) 昭和39年最判の持つ意味

昭和39年11月18日最高裁大法廷判決(民集18巻9号1868頁)

【判示内容】

「債務者が利息、損害金の弁済として支払った制限超過部分は、強行法規である本法1条、4条の各1項により無効とされ、その部分の債務は存在しないのであるから、その部分に対する支払は弁済の効力を生じない。従って、債務者が利息、損害金と指定して支払っても、制限超過部分に対する指定は無意味であり、結局その部分に対する指定がないのと同様であるから、元本が残存するときは、民法491条の適用によりこれに充当されるものといわなければならない。」

【判決の意義】

この最高裁判決の以前にも、前述のように、超過利息を定める契約自体は無効であるとされており、契約時の当事者の意思に反しても、利息制限法1条1項の定める金利規制が優先することは認められていたが、この判決以前には、利息制限法1条2項の影響で、支払時の債務者の任意の充当の意思表示には、一定の重きが置かれていた（昭和37年の支払時の債務者の任意の充当の意思表示ある場合には、超過利息に充当され元本には充当されない、とする判断を変更したものである）。

しかしながら、この大法廷判決以降は、支払時の債務者の意思如何に関係なく、統一的に利息制限法1条1項が適用されることになった。即ち、利息制限法違反の事案に関する限りは、契約時、支払時のいずれの時点においても、当事者の意思を排除してまでも、利息制限法1条1項の客観的な適用が何よりも優先することとなった。

しかも、この判決は、利息制限法の立法趣旨にも言及した点は重要であり、「経済的弱者の地位にある債務者の保護を主たる目的とする本法の立法趣旨に合致」するか否かを基準とする一貫した最高裁判例の姿勢を示している。

この判決の後、43条が制定されるまでの間は、強行法規たる利息制限法の適用あるのみであって、弁済時の債務者の任意の充当指定には何の法的意味もない時期が続いた。

（3）昭和58年貸金業法

（歴史的に必要とされてきた任意性の三大要素「無効の認識」と、「債務者の積極的充当指定」「21条違反の取立てによる支払でないこと」昭和58年に43条が作られることによって、あらためて債務者の弁済時の意思「任意性」及び書面要件によって、利息制限法の適用に対して事後的に有効とみなすという例外的特典が設けられた。

43条は昭和39年最判に対する例外を設けることを企図して作られたものであり、したがって、この場合の「任意」とは、制定時には昭和39年判例以前の「債務者が充当指定する際の任意性」を意識して復活させるための言葉であったと解される。

上記の歴史から、43条によって復活した債務者の弁済時の意思・任意性の問題については、一般に「債務者が積極的に超過利息と指定して支払った」ことを要す

と説かれており（「貸金業関係事件執務資料」）、学説も、43条適用の任意性の要件の一要素として、制限超過利息無効との認識とあわせて必要である旨論じてきた。

平成2年1月22日最高裁判決は、債務者が超過利息と認識することを不要とする判断をした。学説は概ねこの最高裁判決に対して批判的であり、43条の任意性の要件としては、「制限超過利息無効の認識」と「債務者による超過利息への積極的な指定」を必要と解している。

仮に、債務者の知、不知の主張による債権者の立場の不安定を避けるという意味で、平成2年判例が維持されるとしても、次の二点については注意を要する。第一に、契約書上超過利息は無効であることを明示する形でなければ17条書面とはいえない、という方向で、債務者を法的義務に関する錯誤に陥らせないための17条書面の本来あるべき要件を厳格に解するべきこと。第二に、無効の認識の他のもう一つの要件、即ち、「債務者による超過利息への積極的な指定」の要件は、これまでどおり維持されるべきことの二点である。「債務者による超過利息への積極的な指定」の要件につき、学説を検討する。

石川利夫「ジュリスト別冊・平成二年度重要判例解説」75頁は、そもそも制限超過利息無効の法理は原則法であり、43条は本来無効のものを有効擬制する例外法であることから「“例外法は厳格に解すべし”の法諺に従えば、学説の主張するように、本条の解釈に当っては、『債務者が超過利息は無効でその支払いをする必要がないことを認識していること』『約定の利息・損害金（制限超過分）に充当する旨を明示すること』、これが任意に支払うことの内容だと解するのが、すじの通った理論のように思う。」「おもうに、高利と知りつつ借金する場合、窮状救って貰って助かった、高利でも有り難く返済しようという者もいよう。」「一方、高利を払いつづけて窮地に追い込まれ、払っても払っても多額の残存元本が残っている者が、後で気がついて制限利息内で救済されたいと裁判所に救いを求める場合もあろう。」「できるだけ後者の救済の余地を残すような解釈をなすべきではないかと思う。」として判例変更を期待する旨述べている。

伊藤進「ジュリスト別冊・消費者取引判例百選」158頁は

そもそも、43条は債務者側については、債務者が利息または賠償金として支払ったこと、その支払いが任意になされたことが必要とされ、債権者側には、17条書面交付、18条書面交付が要件とされていることを挙げ、最高裁平成2年の判

決は、任意性の要件を、書面要件の中に解消してしまう考え方であって、賛成できない、として、債務者による指定のあること、無効の認識あることが必要であって、これが多数説であると述べる。

小野秀誠「法学研究（一橋大学研究年報）28・121～」

「利息（・賠償）としての支払」については、次のように述べる。

「みなし弁済の規定は、利息制限法の特則であるから、拡大解釈には適さないとの考慮を出発点にする必要がある。また旧判例によれば（大判明治35年10月25日民録8輯134頁ほか）、超過利息が有効に充当されるには、債務者が積極的に制限超過分の利息として支払うことが必要とされていた。…最判昭39年11月18日民集16巻7号1340頁は、これを修正し、債務者が超過利息分と指定しても無意味とし、民法491条によって元本に充当することとした。貸金業法43条はこの判例理論を変更し、利息として支払う場合を有効としたにすぎないから、昭和39年の判例理論のまえから存在する『利息として』の債務者による積極的な指定を要件とするとみる必要がある。」

したがって、判例の歴史、最高裁事務総局見解（「貸金業関係事件執務資料」）、及び学説の多数説が、債務者による積極的充当指定を任意性の要件として必要としている。

しかし、シティズには、契約書上債務者が充当指定する余地は全くないことは、これまでも述べたとおりである。

更に、43条制定時より、貸金業法21条違反の取立てによる返済は任意性がない、とされてきた（判例時報1080号8頁9頁法務省民事局参事官大森政輔論文）。

4. 任意性の検討

任意性の問題としては、従来「無効との認識」と「債務者が積極的に超過利息と指定して充当すること」「貸金業法21条違反の取立てによる支払でないこと」を要件として考えられてきており、この点をめぐる学説等は既に検討したとおりである。

下記(1)ないし(8)は、その後のシティズ等の営業実態等により、43条の拡大主張と強硬な保証人いじめの現実に対応して、任意性の要件として新たに検討を要することとなった項目である。

(1) 経済的弱者の生存に直結する財産権の剥奪にならないための要件

「経済的弱者の側の人権・生存に直結する財産権の剥奪ではない。何故なら、任意の場合に限るからである」として43条が合憲であるとの主張がありうることについては、第2で前述した。この合憲論は、即ち、任意性を重視するために「経済的弱者からの財産権剥奪」とはいえないとする論法となる。仮に、その合憲論の立場に立つとするならば、「経済的弱者の側の人権・生存に直結する財産権の剥奪」にならないように「任意」の要件によって絞りをかけたことが、重要な意味を持たなければならないこととなる。

債権者の義務とされる17条書面、18条書面を交付したからといって、債権者がどのような充当の扱いをしたかを後に債務者が知ったからといって、「経済的弱者からの財産権剥奪」であることに変わりはなく、「任意」とはいえない。同様に、無効と知りもしないうちに有効とみなされたり（錯誤のうちに剥奪）、債務者自らは充当という意識が何もなく、債権者の請求するままに行動したとしても「任意」とはいえず、「経済的弱者からの財産権剥奪」であることに変わりはない。学説上の争点となった上記2点の他にも、シティズは、43条制定時には予想もしなかった強制手段を用いている。契約書上債務者からは充当指定権が剥奪されており、シティズの定めた超過利息を支払わなければ期限の利益を喪失するという不安定な立場に債務者を置くことと、保証人に厳しい取立てをすることから、仮に債務者に無効との認識ができた後でも、保証人に対する差押、仮差押を防ぐためには、請求どおりの支払いを強いられる、という新たな問題を生じている。

このような保証人を人質に取った強制手段が、一方的な債権者の意向による期限の利益喪失条項とあわせて用いられる場合に、請求のとおりには支払わない、ということは、客観的に不可能である。

この状態で支払われた後で、43条の適用があるとされるならば、正に、「経済的弱者からの財産権剥奪」として違憲であると言わねばならない。合憲的限定解釈の立場からは、任意の支払いがあったといえるためには、債務者による充当指定が客観的に可能であった、という要件も必要欠くべからざる要件である。

そこで、「経済的弱者の側の人権・生存に直結する財産権の剥奪」にならないために必要な「任意性」を具体的に考えるならば、少なくとも下記(2)～(5)の要件をみたく場合でなければならない。

(2) 法的義務の限界が契約書上明らかであること

法的義務の限界が契約書上明らかであるにもかかわらず支払った場合法的義務がないとは知らずに支払った場合、即ち錯誤という瑕疵ある意思表示に、財産権を喪失という効果を与えることはできない。しかし、債務者の内心の知・不知によって効果を変えることは、二重の意味で不安定である。第一は、内心の知・不知の認定の困難さによる債権者からみた不安定さが伴う。第二は、債務者は利息制限法を知っていたとしても、契約書に記載されていない場合には債務者が債権者に対して利息制限法の義務のみを果たす旨主張することは事実上困難であって、債務者側から見た不安定さが伴う。そこで、契約書上法的義務の限界一利率・期限の利益喪失事由等一が明示されていることが必要と考えられる。

(3) 制裁なく任意の充当が客観的に可能である場合に限られる

法的義務のみを支払い超過利息を支払わないことにつき、何の制裁もなく、利息制限法に従った返済が債務者にとって客観的に可能である場合。即ち、債務者が利息制限法に従った履行をすることができる条件が、客観的に整っていることが必要である。

具体的には、債権者が債務者の利息制限法による返済の意思表示及び履行に対して債権者が「期限の利益喪失」「信用情報登録」「保証人に請求」「債務者の売掛金の仮差押」「保証人の給料仮差押」等の制裁を一切加えないことが保証されていなければならない。そうでなければ、仮に債務者が利息制限法超過利息は無効であることを知っていたとしても、現実には保証人の生活基盤を脅かす取立てが行なわれる危険を避け、自らも遅延損害金が課される危険を避けるために、生存に直結する財産権の剥奪に甘んじてしまうからである。

(4) 生活基盤を破壊しない程度の財産に限ること

43条の適用によって、債務者ないし保証人が現実に生活に支障をきたす程に逼迫する請求ができることは、立法当初から全く想定されていなかった。43条が制定された時には、同時に50万円ないし年収の1割という過剰融資との判別基準が確立することと同時であった。

(5) 貸金業規制法21条及び金融庁ガイドライン違反の取立てでないこと

威迫等により平穏な生活が害されたり、業務が妨害されることにより困惑に陥るような取立てではないことが任意の要件である。

即ち、取立てをされた場合には、21条違反（そして、21条違反の内容とし

て具体的基準が設けられており、金融庁ガイドライン違反)がないことが、43条制定時からの任意の支払と呼べる要件として考えられていた(判例時報1080号,1081号)である。

シティズは弁護士委任後も、交渉に応じることなく43条の主張をして仮差押、差押をすることによって債務整理等による債務者の経済的な再起を妨げ、貸金業法21条、ガイドライン3-2-2(3)に違反している。

シティズの顧客は、シティズの作った主債務者及び保証人に対する強制的回収方法にいわば包囲されており、常に困惑の状態に置かれ、任意の弁済の余地も弁済充当の意思表示の余地も一切ない。

また、本件において43条の適用が認められるならば、シティズは長期間高利を支払い続け、あとは生存に必要な最低限以外には何も残っていない債務者・保証人に対しても、すべての請求残債務が残っているとして、判決の執行という形で強制的な超過利息の取立てを行なう、というそもそもの立法趣旨に反した結果を導くこととなる。また任意の支払いか否かに関係のない保証人に対して、43条適用の結果厳しい取立てが向かうこととなるが、これは余りにも不合理であり、残酷であり、信義則違反の状態である。

(6) 43条適用の対象は過払金の返還請求を拒否する限度に限られる。

立法段階としては、要件を守り適法な業務を行なった業者が、それにもかかわらず任意に超過利息を支払った者から、返還請求を受ける不安定を避けるために、支払を有効とみなす特典を与えることが主として議論されただけである。立法理由からも、43条適用の対象によって返済を有効とみなす限度は、過払金の返還請求を拒否する限度に限られる。

43条を適用することによって、遡って有効な返済とみなされることにより、債務者及び保証人が多額の残債務の請求を受け、結果的に、43条の適用を主張される段階以後、超過利息を強いて取立てる結果となる、という事態は立法段階では具体的には想定されていなかった。

(7) 保証人は、主債務者が任意か否かによって影響を受けるのでは不安定過ぎる。

(8) 債務者の返済時の「任意」等によって決する43条の影響を、それまでの返済の内容と任意か否かに関係のない保証人に対して生じさせることは、そもそも予定されていない。43条の適用によって本来無効な支払を有効とみなされる結

果、その影響を、仮に何ら債務者の「任意か否か」に関して知らない立場の保証人が受けるとするならば、本来の立法趣旨から著しくかけ離れることとなる。

第4 結語

以上、述べてきたとおり、貸金業法43条は憲法25条、29条1項、14条1項、13条に違反し無効である。

貴裁判所におかれましては、是非とも貸金業法43条の違憲を宣告されるよう、多数の被害者を救済されるよう伏してお願いする次第です。

平成15年(受)第467号

上告受理申立提起事件番号 平成15年(ネ受)第3号

申立人 宮原隆徳


相手方 株式会社シティズ

上告受理申立理由書

平成15年 2月18日

最高裁判所 御中

申立人訴訟代理人

弁護士 板根 富規 

弁護士 青木 貴央 

上告人は次のとおり上告受理申立理由書を提出します。

記

第1 はじめに

1 多重債務者の激増について

高金利貸金業者が毎年膨大な利益を上げ続ける一方で、破産者及び多重債務者が激増し、深刻な社会問題となっていることは周知の事実である(平成14年の自己破産件数は、ついに20万件を突破した)。

経済的弱者が多重債務者となり、結局は、破産のやむなきに至る理由は、必要に迫られて借りた借金の高金利を支払うために、さらに別の高金利の貸金業者より借金を繰り返すからであり、現在、高金利の負担が経済的弱者を破産に導く最大の原因となっている。

破産状態に立ち至れば、債務者は夜逃げや失業や自殺や離婚や一家離散という悲惨な運命をたどり、また、債務者本人は、裁判所へ自己破産を申し立て免

責決定を得ることができたとしてもその連帯保証人は助からない。

毎日毎日弁護士の事務所へ相談に訪れるこのような悲惨な破産者や多重債務者の数を少しでも減らさなければならないことは社会の要請であり、そのこと自体に異論はないはずである。

2 利息制限法について

上記のような悲惨な破産者や多重債務者を救済するための法制度として我が国には利息制限法がある。この法律のおかげで、多重債務者はたとえ高金利貸金業者に利息制限法の制限額を超える高い利息の支払いを約束したとしても、上記業者に対し制限超過利息の支払を拒むことができる。これは、利息の額の設定を当事者間の自由な合意に委ね野放しにしたならば、経済的弱者に対して利息の額は無制限に高くなり、経済的弱者はますます窮乏し、一方、経済的強者である貸金業者はますます不当な利益を得ることになるので、経済的弱者は困窮したときには、高金利貸金業者に対し制限超過利息の支払いを拒むことによって、何とか立ち直ることができる。そのための制度として利息制限法が存在する。

3 貸金業者法 43条について

一方、貸金業法 43条は、一定の要件を満たすならば、すでに支払われた利息が利息制限法の制限額を越える場合においても、これを有効な債務の弁済とみなしているが、この規定が、経済的弱者に制限超過利息の支払義務を認めた規定でないことはもちろんであるから、この規定の存在ゆえに経済的弱者がさらに困窮するなどということは本来はありえないことである。

すなわち、貸金業法 43条は、債務者が「利息として任意に」制限超過利息を支払った場合に初めて適用される規定であり、債務者が貸金業者に対して制限超過利息の支払義務を負わないという利息制限法の本来の本質は、貸金業法 43条によっていささかも変わることはないからである（大森政輔・貸金業規制法 43条について・判例時報 1080号、小川英明貸金訴訟の実務・新日本

法規出版) (このことは定説である)。

東京高裁平成9年6月10日判決(判例時報1636号52頁)は、「弁済後に受取証書が交付されてはじめて、債務者はこれを手掛かりに法律上負うべき債務の内容を具体的に把握することができ、債務者に対する権利主張が可能となるものであるところ、そのような機会があったにもかかわらず、債務者から任意に弁済がされるところに、みなし弁済を肯定する実質的根拠があるものと考えられる」と判示するが、まさに、法が17条書面や18条書面の交付をみなし弁済の適用要件としているのも、債務者に権利主張の機会を与え、弁済の任意性を確保することを目指しているのである。従って、債務者に実質的に権利主張の機会がないならば、いくら17条書面や18条書面が交付されたとしても、債務者にとっては何にもならないのであるから、そのような権利主張の機会がなかった債務者の弁済に、みなし弁済の適用される余地がないことは言うまでもない。更に、債務者の知、不知により、保証人が不利益な立場に立たされることは絶対にあってはならないことである。

もっとも、最高裁平成2年1月22日判決は、「法43条一項にいう『債務者が利息として任意に支払った』及び同条3項にいう『賠償として任意に支払った』とは、債務者が利息の契約に基づく利息または賠償額の予定に基づく賠償額の支払いに充当されることを確認した上、自己の自由な意思によってこれらを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息制限法1条1項又は4条1項に定める利息又は賠償額の予定の制限額を超えていることあるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないと解するが相当である」と判示しており、これは「債務者が超過利息等の約定、支払の法的効果を理解していたか否かという主観的な事情に左右されない次元で同法43条の適用を妥当とした結果」の判断であると解説されている(判例時報1349号59頁の解説)。

従って、このような最高裁の判断の結果、結果として、利息制限法やその効

果を知っている債務者は、困窮したときには、将来の金利につき貸金業者に利息制限法の適用を求めることによって立ち直ることができるが、これを知らない法に無知な債務者は、事実上、自らが破綻するまで高金利を支払いつづけるという悲惨な事態も生じうる。

上記最高裁の判決上、こういう事態が生ずることもありうることであり、仕方のないことであるが、これはあくまでも仕方のないことであって、決して好ましいこと（あるいは法43条のあるべき姿）ではないのであるから（法律を知らない無知な経済的弱者が無知であるが故に、高金利貸金業者に暴利を貪られることが好ましいことであろうはずがない）、貸金業法43条の適用にあたっては、この規定が債務者に制限超過利息の支払義務を認めた規定ではないという規定の趣旨を十分に理解の上、この趣旨に反しない法律解釈がなされねばならない。

特に、すでに任意に支払われた制限超過利息の支払いを有効とみなすだけにとどまらず、将来の制限超過利息の支払いをも義務化するような貸金業者の営業は、利息制限法を完全に死文化するものであるから、そのような営業が貸金業法43条の趣旨を大きく逸脱する営業であることは明らかである。

4 シティズについて

シティズは、サラリーマンの連帯保証人をとって九州を中心に大々的に事業者ローンを展開している高金利貸金業者であり（※但し、平成14年中に大手消費者金融業者であるアイフルに買収され、本社を京都に移転した。）、顧客よりの弁済には全てみなし弁済の適用があると主張し、利息制限法を基調とした示談や和解には一切応じようとしないう貸金業者である。その結果、利息制限法を基調とした多重債務者の債務整理は、債権者の中にシティズがいる場合には全く不可能ということになり、債務者は自己破産を申立てざるをえないことになる。九州各県の一定人口あたりの自己破産申立件数が全国各県の中で軒並み高順位を占めている理由の一つにはシティズの存在にある。

もちろん、このような貸金業者であっても、貸金業法43条の要件を全て満たした営業を行っているのであれば、裁判所としてみなし弁済の適用を認めることも仕方のないことではある。しかしながら、シティズは貸金業法43条の趣旨を大きく逸脱する営業を構造的に行っている会社であり、裁判所が法43条の要件の過誤を手取り足取り救済し、同社の営業に何が何でもみなし弁済の適用を認めなければならない理由など一つもないはずである。

5 シティズの営業について

シティズの営業というのは、本来任意であるはずの制限超過利息の支払いを将来にわたってまで顧客に義務化し、全顧客より制限超過利息を強制徴収することを目的とした営業であり、同社は、現に、全顧客より制限超過利息を強制徴収し続けている。このような営業は、債務者が任意に支払った弁済についてのみみなし弁済を認めるという貸金業法43条の趣旨に全く逆行する営業であり、到底みなし弁済規定の保護を受けうるような営業ではない。

(1) 通常高金利の貸金業者は貸付後の早い段階での元金の返済を好まない。これは、高金利貸金業者は利息収入を目的として貸金業を営んでいるところ、早い段階で元金の返済を受けたならば利益にならないからである。そこで、通常の高金利貸金業者は、多少期限に遅れて分割金の返済がなされても決して債務者に一括返済を求めたりせず、以後も債務者に元金の利用を許し、従前通りの分割弁済を許容する。

そして、多くの高金利貸金業者は、上記実態を債務者に交付する受取証書にも反映させ、分割弁済期日に多少遅れての返済が繰り返されても、返済期日までの金銭は利息に充当し、返済期日後実際に支払われた日までの金銭は損害金に充当した受取証書を交付する。

このような実態を反映した受取証書が交付されている場合には、債務者は困窮したときにはいつの時点でも、少なくとも以後の弁済金については、制限利息に充当するよう貸金業者に申し出ることによって、利息制限法の適用

を受けることができ、立ち直ることができる。

従って、このような業者に対する制限超過利息の弁済であれば、客観的に権利主張の機会があったにもかかわらず任意にした弁済であるということもできる。

- (2) しかしながら、シティズは実質上は、上記多くの貸金業者と全く同様に早期の元金返済を好まず、債務者による分割弁済を許容しておきながら、債務者に交付する受取証書については、いったん期限に遅れた弁済がなされた日以降の弁済金は全て損害金に充当した受取証書を交付し続けている。

このため、シティズの債務者が困窮して、分割弁済の途中に以後の弁済について利息制限法の適用を受けたいと考えても、そういう権利主張をすることが客観的にできず、結局は同債務者は、自らが破綻するまで制限超過利息をシティズに支払いつづけることになる。このことは、当該債務者が弁護士のところでは助言を受けた場合であっても同様であって、一括返済する資力のない債務者としては、利息制限法を熟知した後であっても、シティズに対して何の権利主張もできないのである。

- (3) しかも、シティズは貸付け行為を行うに際し、全顧客に対して、何度返済期日に遅れた返済がなされても遅れた日数分の金利だけが年39・8%で計算されるのであり、以後は、また、年29・8%に戻ると説明し、現実にもそのとおりの処理をしている。

シティズは、全顧客に対して、期限の利益を喪失してもいない契約締結時に、あらかじめ期限の利益を喪失してもペナルティを課さないことを約束しているのである。このため、シティズの顧客は、そのほとんどが分割弁済の極めて早い段階で形式上期限の利益を喪失しているのであり、シティズの契約時の説明は顧客の期限の利益喪失を誘発するものである。かくして、シティズの契約時の説明を真に受けずに、期限に一回も遅れることなく分割金を支払い続けている例外的な顧客（※本件の主債務者はこの例外的な顧客であ

る)を除いて、シティズの顧客は全員分割弁済の早い段階で形式上期限の利益を失い、義務として何年にもわたって毎月の返済期日に制限超過利息(名目上は損害金)を支払いつづけているのであり、このような事態は、貸金業法43条が全く予期しない事態である。

- (4) 最近、悪質な貸金業者の多くは、利息と損害金の約定年率を同率に定め、かつ、債務者との間では毎月の分割弁済を約定をしておきながら、契約書面には貸付直後の一期日を一括返済の返済期日と記載し(一括返済してもよいと説明はする)、債務者が毎月支払う返済金を全て約定損害金に充当した受取証書を交付している。こうしておけば、貸金業者は外形的には合法的に全顧客より制限超過利息を強制徴収できるからである。

シティズの営業も、このような悪質な貸金業者の営業と全く同じであって、当事者間の合意で(あるいは債務者の無知に乗じて)、利息制限法の死文化を図るものである。

もし、このようなシティズの営業にまるとみなし弁済が適用されるならば、多くの貸金業者がシティズの営業を模倣して制限超過利息の支払いを顧客に義務化することには必至であり、そうなれば、これまで利息制限法の適用を求めることによって、ようやく自己破産や自殺や夜逃げを回避できていた膨大な数の債務者は全く逃げ道を失うことになる。

- (5) すでに、任意に支払われた制限超過利息の支払いを有効とみなすだけでなく、将来の制限超過利息の支払をも義務化するようなシティズの営業にみなし弁済は絶対認めてはならないのである。

第2 原判決の法令違反

- 1 原判決は貸金業法17条1項の解釈適用を誤っており破棄を免れない。

- (1) 相手方の金銭消費貸借契約書、貸付説明所、償還表(甲第3, 5, 6, 号証, 45, 46, 47号証)は法17条1項8号, 施行規則13条1号りの要件を備えていない

① 相手方の上記書面は、貸金業法17条の要件のうち、1項8号、施行規則13条1項1号りの「期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容」を記載しなければならないが、この要件を欠いている。

即ち、相手方が作成した上記書面には、契約利率である年39・8%による利息が記載され、本来任意であれば、利息制限法の制限利率である年15%の利率による利息を記載し、かつ、これを超過する利息の支払が不要であることを記載する必要がある。学説も本来「超過利息は無効であり法的に支払義務がない」旨の記載を17条書面の要件とするべきところ、この点を17条書面の要件として明記していないことを指して、立法の欠陥であり、立法が是正されるまでの間は解釈によって是正されるべきであると指摘する（鎌野邦樹「金銭消費貸借と利息の制限」346～354頁）。

従って、相手方の交付した上記書面には法的に支払義務のない制限超過利息について、支払義務がないことを明記していないから、施行規則13条1号りの要件を記載していないこととなる。この点について、千葉大学法学部教授鎌野邦樹先生に鑑定書の作成を依頼しており、出来上がり次第補充する予定である（乙第55号証）。

② この点、相手方の上記書面には法の要求する規定が存せず、法17条1項8号、施行規則13条1号りの要件を欠いていると言わざるをえず、この点に関する原判決は法令の解釈を誤っているから破棄を免れない。

(2) 以上述べてきたとおり、原判決は、法17条の解釈適用を誤った違法があるから破棄を免れない。

2 原判決には法18条の解釈を誤った違法があり破棄を免れない。

(1) 受取証書の交付について、相手方は証明しておらず、法18条に違反し、また、『直ちに』の要件を備えていないから、破棄を免れない。以下理由を述べる。

(2) 法18条は、『その都度、直ちに、・・・交付しなければならない』と規定している。この法の趣旨は、債務者が直接貸金業者に金銭を交付し、その場で受取証書が交付される場合を想定して規定されたものである。そのため、大森氏は「制限超過の約定利率により算出した額の金銭を何らその趣旨を明示せずに、交付した場合、特に、送金または貸金業者の預・貯金口座に振込んだ場合には、本条の適用があるか否かは疑問を生じよう。」と述べておられる（前記8頁）。本件のように振込送金した場合にも、18条の要件を備えることを認めるためには、手渡ししたと同様の場合に限られなければならない。

そのためには法18条を、貸金業者において、『交付したこと』を主張立証する責任を定めたと解さなければならない。相手方は、『発送したこと』を主張・立証したにすぎず、『交付したこと』を証明していない。交付したことを証明するためには、原則として配達証明郵便によるべきであるが、最も簡易で安価な方法としては、『配達記録』の方法がある。債務者において、『不受領』の証明は『悪魔の証明』であるから不可能である。もし、貸金業者による『発送したこと』のみの証明で、『交付したことの証明』になるとすれば、債務者は『悪魔の証明』を課せられてしまう結果となり、不当である。従って、相手方は未だ『交付したこと』を証明しておらず、発送したことのみにより交付を認めたことは法18条の解釈を誤った違法があり、破棄を免れない。

仮に、「交付」が証明されたとしても、「直ちに」の要件は具備していない。先に述べたように、法は金銭の直接交付を原則としたもので、振込の方法は想定外だったものである。この趣旨からして、法が要求する「直ちに」とは、二日以内と解すべきである。けだし、二日以内で初めて金銭との引換えと同視できるからである。従って、被上告人の発送記録が正しいとしても、二日以内に債務者に送付されておらず、直ちにの要件を欠くものである。こ

の点においても、原判決は法18条の解釈を誤っており、取消を免れない。

- (3) 以上述べてきたとおり、原判決は法18条の解釈適用を誤った違法があり破棄を免れない。

3 原判決は法43条の解釈を誤った違法があり破棄を免れない。

- (1) 本件の主債務者である[]は、同人の母が社長となり、会社組織として貸衣装店（[]）を営んでいたものであり、事業資金として個人名義で借り入れし、個人名義で返済を続けてきた。しかし、すべての返済を自分でしたのではなく、会社の経理担当者、従業員、社長である母親等によって、相手方の交付した償還表に基づき返済を続けてきた。

- (2) 貸金業者の金銭交付は、業者の営業所だったり、債務者の住所、営業所でないのが一般である。ところが相手方がとっている貸金の交付方法は、相手方営業所での交付、或いは、債務者営業所での交付という方法はほとんど取られず、本件松本太助のように、駅の待合だったり、車の中だったりしている。何故このような金銭交付の方法が取られているのか不明であるが、本件主債務者の[]がびっくりしたのもむりはない。このような金銭交付方法は、債務者に余分なことを考えさせない、効果を持つと思われる。

- (3) 主債務者である[]が受け取った、金銭消費貸借契約書証書、貸付説明書、償還表には、本来支払う必要のない利息制限法超過の利息が記載しており、しかも、償還表記載の金額を支払わなければ期限の利益を喪失し、元金とともに更に高利の遅延損害金を付加して支払わなければならない旨記載してある（甲第3, 5, 6号証, 45, 46, 47号証）。

本来支払義務のない利息制限法超過利息について、期限の利益喪失条項により強制された支払は、到底『任意』と呼ぶことはできない。

法43条は債務者が任意に利息制限法超過の利息を支払った場合に、みなし弁済を認めたものであり、本件のように超過利息の支払を期限の利益喪失条項により強制した場合には、任意と呼ぶことはできない。

この点につき、福岡高裁平成13年4月18日判決（乙第54号証）は、貸金業法43条1項は、その要件を満たした場合には制限超過利息の支払も有効な利息債務の弁済とみなす旨定めているので、同項が適用される場合には、その限度で、債務者は、制限超過利息の約定が無効であるとの主張はできないこととなるが、それ以上に、同項が、上記制限利率を超過する部分を含めて期限の利益喪失約款を有効とするものでないことはいうまでもない。」と判示している。

この判決を敷衍すれば、期限の利益喪失条項により強制された支払について、これを任意性ありとすることはできないものと解されるのである。

- (4) ところで、懈怠約款の効力という問題は、債務者が無効な制限超過利息を支払った場合のその支払の効力を問題としているのではなく、債務者が制限超過利息を支払わなかった場合のそのことの効果を問題としているのであるから、この効果を論ずるにあたって、貸金業法43条1項が適用される余地は全くないものと思われる。従って、制限超過利息を前提とした懈怠約款が、制限利率を超過する部分について無効であることは、利息制限法及び貸金業法43条の法形式上は全く明白な事柄である。
- (5) この点についても、法律上の鑑定書ないし意見書の作成を、現在、鎌野邦樹教授に依頼しており（乙第55号証）、出来上がり次第提出するとともに、補充する予定である。
- (6) 以上のとおり、原判決は法43条の解釈適用を誤った違法があり破棄を免れない。

第3 結語

貸金業法43条は、多数の債務者、保証人を破産に陥れ、また、自殺に駆り立てた、正に悪法中の悪法である。貴裁判所の判決により、この法律を事実上葬り去られんことを切に希望するものである。この法律が貴裁判所の判決により葬り去られれば、今後、多数の国民（債務者、保証人）の命と財産

が守られるであろうと確信します。



平成15年(受)第467号 上告受理申立事件

申立人



相手方 株式会社 シティズ

訂 正 書

平成15年 6月23日

最高裁判所 第一小法廷 御中

上告受理申立人代理人

弁護士 板 根 富 規

同 青 木 貴 央



上告受理申立人は、平成15年2月18日提出の上告受理申立理由書を次のとおり訂正します。

記

(7ページ)

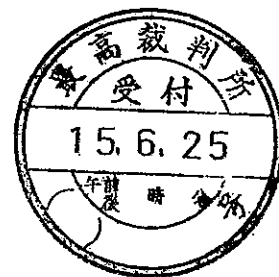
24行目 (誤) 貸付説明所
(正) 貸付説明書

25行目 (誤) 施行規則13条1号リ
(正) 施行規則13条1項1号リ

(8ページ)

4行目 (誤) 年39・8%
(正) 年29・8%

11行目 (誤) 鎌野邦樹「金銭消費貸借と利息の制限」
(正) 鎌野邦樹「金銭消費貸借と利息の制限」





15行目・19行目 (誤) 施行規則13条1号リ

(正) 施行規則13条1項1号リ

これは正本である。

平成 1 8 年 1 月 1 9 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 吉 岡 俊 一

